**非常災害対策計画に必要項目を追加する場合【洪水】**

**○避難の確保を図るための施設整備の項目を追加**

**＜追加例＞**

（洪水に備えての準備品）

第○条　第○条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用又は持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

**避難確保資器材一覧**

|  |  |
| --- | --- |
| **備　蓄　品** | |
| 情報収集・伝達 | ・テレビ　・ラジオ　・ノートＰＣ　・タブレット　・ファックス  ・携帯電話　・懐中電灯　・電池　・携帯電話用バッテリー |
| 避難誘導 | ・名簿（従業員、利用者等）　・案内旗　・タブレット　・携帯電話  ・懐中電灯　・携帯用拡声器　・電池式照明器具　・電池  ・携帯電話用バッテリー　・ライフジャケット　・蛍光塗料  ・カルテのバックアップデータ（紹介状・処方箋作成用）※医療施設等のみ |
| 施設内の一時避難 | ・水（１人あたり ○ ℓ）　・食料（１人あたり ○ 食分）  ・寝具　・防寒具 |
| 衛生用品 | ・おむつ　・おしりふき　・タオル　・ウェットティッシュ  ・マスク　・ゴミ袋 |
| 医薬品 | ・常備薬　・消毒液　・包帯　・絆創膏 |
| その他 | ・ブルーシート　・発電機　・延長コード　・ポリバケツ |

|  |
| --- |
| **浸水を防ぐための対策** |
| ・土嚢　・止水版  ・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

○**洪水時に係る教育・訓練の項目を追加**

**＜追加例＞**

（洪水対策に係る教育及び訓練）

第○条　施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

　（１）毎年４月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

　（２）毎年９月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

　（３）年間の教育及び訓練計画を毎年３月に作成する。